1 大気汚染防止法の改正について(環境省検討内容)

(1) レベル3建材に対する規制

除去等作業の方法や作業時の石綿飛散防止対策等を定めた作業計画について、作業開始 前に策定するよう施工者に義務付け

(2) 事前調査の信頼性確保

飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物については、特定建築物石綿含有建材調査者等による事前調査を義務付け

(3) 特定粉じん排出等作業中の大気濃度測定の実施

隔離・負圧管理を伴う除去作業時については、集じん機・排気装置の正常な稼働やセキュリティゾーン出入口における負圧の定期的な確認、また、その結果についての記録を義務付け

(4) 特定建築材料の除去作業が適切に終了したことの確認

施工者に対して、除去作業が計画どおりに実施したかの確認や、完了確認結果を発注者に報告することを義務付け

⇒今年秋以降、審議会で議論し、答申を取りまとめる予定

2 石綿障害予防規則の改正について(厚生労働省検討内容)

(1) 新たな簡易届出の実施(レベル3建材も対象)

ア 対象工事

建設リサイクル法の届出要件と同様(80m²以上の解体工事、1億円以上の修繕工事等)

- イ 記載事項
 - 基本事項(施工業者、施工場所、解体等を行う建築物の情報)
 - 石綿等の事前調査(実施者、調査結果等)
 - 予定する除去などに係る措置内容(負圧、養生、湿潤化、呼吸用保護具の使用等)

(2) 石綿の事前調査を行う者

- ア 事前調査の実施者は建築物石綿含有建材調査者又はそれと同等以上の知識・経験を 有する者とする。
- イ 木造戸建てに限定した講習制度の創設

(3) レベル3建材に対する規制

- ア ケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず破砕する場合 作業場所の周囲を養生シート等で囲うことを徹底させる。
- イ その他のレベル3建材 十分な湿潤化措置を徹底させる。

(4) グローブバッグ工法に対する作業基準

- ア 作業開始前にスモークテスター等による密閉の適否の確認
- イ 除去前、除去作業後、除去部分の飛散防止処理剤の噴霧等による湿潤化
- ウ 除去作業後、グローブバック撤去前に内部の空気をHEPAフィルターを通して抜く。

⇒今年度末までを目途に、検討会としての議論を取りまとめることを目指す